

【留意事項】

- (1) 運用容量値は、電圧や系統安定度などの制約により、変わる場合があります。備考欄をご参照願います。
 ※1 1回線送電線(1バンク運用)のため1回線(1バンク)設備容量を記載
 ※2 3回線送電線(3バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し2回線(2バンク)分の容量を記載
 ※3 4回線送電線(4バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し3回線(3バンク)分の容量を記載
 ※4 5回線送電線(5バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し4回線(4バンク)分の容量を記載
 ※5 1回線(1バンク)故障時の電源抑制や系統切替を前提に時間を限定して使用できる設計上の熱容量を考慮
 ※6 ループ系統構成(電源線を含む)を考慮
 (2) 空容量は目安であり、系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、空容量が変更となる場合があります。
 (3) 原則として熱容量に基づく空容量を記載しております。その他の要因(電圧や系統安定度など)で連系制約が発生する場合があります。
 (4) N-1電制適用可否欄には、熱容量制約の解消を目的とした当該設備へのN-1電制の適用可否の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可否が変更となる場合があります。適用不可の場合の理由は以下のとおりです。
 #1 基幹系ループ系統のため
 #2 1回線送電線のため
 #3 1バンク変電所(分割運用等含む)のため
 #4 配電用変電所のため(高圧電源の系統連系の場合、N-1電制は対象外となります。)
 #5 安定度制約のため(制約が確認できているもの)
 #6 2回線送電線の分割運用等のため
 (5) N-1電制適用可能量欄には、熱容量制約の解消のため当該設備にN-1電制を適用した場合の適用可能量(上位系考慮なし)の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可能量が変更となる場合があります。なお、高圧系統に接続される電源の場合、N-1電制は対象外となります。
 (6) 発電設備等が連系する変圧器によっては、別途バンク逆潮流対策が必要になる可能性があります。
 (7) 3年以内に増強した系統へ連系する場合は、空容量の範囲内であっても、増強工事費の一部を負担いただくことがあります。
 (8) 社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統に関する情報や、電力供給契約が特定できるような第三者情報などについては、公開していません。
 (9) 個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電源線や専用線等であり、設備容量、運用容量、N-1電制可否、N-1電制可能量を非公開とする設備は、備考欄に「◇」を記載しております。

〔29 鹿児島地区〕

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	ノンファーム 型接続	ノンファーム適用系統		備考
							当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
1	鹿児島南線	220	2	612	612	熱容量	475	475	可	0	—	—	—	
2	新鹿児島線	220	2	2,472	1,297	熱容量	108	108	可	1,175	—	—	—	
3	鹿児島帖佐線	66	2	208	109	熱容量	12	12	可	99	—	—	—	
4	鹿児島滝之神線	66	2	184	105	熱容量	105	105	可	79	—	—	—	
5	鹿児島清滝線	66	2	86	47	熱容量	47	47	可	39	—	—	—	
6	滝之神名山線	66	2	136	74	熱容量	74	74	可	62	—	—	—	
7	名山天文館線	66	1	142	142	熱容量	142	74	不可 #2	—	—	—	—	※1 上位系(送電線No.6 滝之神 名山線)による制約
8	清滝天文館線	66	2	240	132	熱容量	132	0	可	108	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約
9	清滝鴨池線	66	2	78	37	熱容量	37	0	可	41	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約
10	紫原鴨池線	66	2	223	122	熱容量	122	0	可	101	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約
11	鹿児島田上線	66	2	184	105	熱容量	105	105	可	79	—	—	—	
12	原良分岐線	66	2	132	75	熱容量	75	75	可	57	—	—	—	
13	田上紫原線	66	2	132	75	熱容量	75	0	可	57	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約
14	新鹿児島紫原線	66	2	260	143	熱容量	143	0	可	117	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約
15	鹿児島新鹿児島線	66	2	102	102	熱容量	0	0	可	0	—	—	—	
16	宮川分岐線	66	2	86	47	熱容量	39	0	可	39	—	—	—	上位系(送電線No.15 鹿児島 新鹿児島線)による制約
17	大田支線	66	2	208	109	熱容量	44	0	可	99	—	—	—	上位系(送電線No.15 鹿児島 新鹿児島線)による制約
18	新鹿児島永田線	66	2	94	45	熱容量	45	0	可	49	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約
19	新鹿児島谷山線	66	2	294	154	熱容量	154	0	可	140	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約
20	五位野分岐線	66	2	252	138	熱容量	18	0	可	114	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島 変電所系変)による制約

〔29 鹿児島地区〕

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	ノンファーム 型接続	ノンファーム適用系統		備考
							当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
21	新鹿児島青戸線	66	2	102	69	熱容量	0	0	可	12	適用	—	変電所No.2	※1 上位系((27 川内、出水地区)(変電所)No.3-2 川内変電所系変)による制約
22	大田北支線	66	1	32	32	熱容量	2	0	不可 #2	—	適用	—	27地区 変電所No.3-2	※1 上位系((27 川内、出水地区)(変電所)No.3-2 川内変電所系変)による制約
23	伊集院分岐線	66	2	208	109	熱容量	87	0	可	99	—	—	—	上位系(送電線No.15 鹿児島新鹿児島線)による制約
24	大田伊作線	66	2	64	36	熱容量	18	0	可	28	—	—	—	上位系(送電線No.15 鹿児島新鹿児島線)による制約
25	新鹿児島枕崎線	66	2	208	153	熱容量	0	0	可	55	適用	—	変電所No.2	※5
26	万之瀬支線	66	2	208	109	熱容量	34	0	可	99	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
27	加世田分岐線	66	2	158	82	熱容量	40	0	可	76	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
28	新鹿児島青戸西線	66	2	158	132	熱容量	0	0	可	0	適用	—	変電所No.2	※5、※6
29	枕崎青戸連系線	66	1	79	79	熱容量	79	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
30	青戸山川線	66	2	132	104	熱容量	0	0	可	0	適用	—	変電所No.2	※5、※6
31	指宿分岐線	66	2	158	82	熱容量	69	0	可	76	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
32	山川地熱線	66	1	51	51	熱容量	18	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
33	郡分岐線	66	1	51	51	熱容量	47	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
34	笠浦線	22	1	16	16	熱容量	11	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
35	別府線	22	1	16	16	熱容量	9	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
36	加治佐線	22	1	16	16	熱容量	11	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
37	塩屋線	22	1	16	16	熱容量	7	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
38	大野岳	22	1	16	16	熱容量	6	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
39	谷山4番線	22	1	16	16	熱容量	16	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
40	蒲生線	22	1	16	16	熱容量	10	10	不可 #2	—	—	—	—	※1
41	願娃線	22	1	16	16	熱容量	8	0	不可 #2	—	適用	—	変電所No.2	※1 上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
42	伊集院1番線	22	1	16	16	熱容量	8	8	不可 #2	—	—	—	—	※1

【留意事項】

- (1) 運用容量値は、電圧や系統安定度などの制約により、変わる場合があります。備考欄をご参照願います。
 - ※1 1回線送電線(1バンク運用)のため1回線(1バンク)設備容量を記載
 - ※2 3回線送電線(3バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し2回線(2バンク)分の容量を記載
 - ※3 4回線送電線(4バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し3回線(3バンク)分の容量を記載
 - ※4 5回線送電線(5バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し4回線(4バンク)分の容量を記載
 - ※5 1回線(1バンク)故障時の電源抑制や系統切替を前提に時間を限定して使用できる設計上の熱容量を考慮
 - ※6 ループ系統構成(電源線を含む)を考慮
- (2) 空容量は目安であり、系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、空容量が変更となる場合があります。
- (3) 原則として熱容量に基づく空容量を記載しております。その他の要因(電圧や系統安定度など)で連系制約が発生する場合があります。
- (4) N-1電制適用可否欄には、熱容量制約の解消を目的とした当該設備へのN-1電制の適用可否の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可否が変更となる場合があります。適用不可の場合の理由は以下のとおりです。
 - #1 基幹系ループ系統のため
 - #2 1回線送電線のため
 - #3 1バンク変電所(分割運用等含む)のため
 - #4 配電用変電所のため(高圧電源の系統連系の場合、N-1電制は対象外となります。)
 - #5 安定度制約のため(制約が確認できているもの)
 - #6 2回線送電線の分割運用等のため
- (5) N-1電制適用可能量欄には、熱容量制約の解消のため当該設備にN-1電制を適用した場合の適用可能量(上位系考慮なし)の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可能量が変更となる場合があります。なお、高圧系統に接続される電源の場合、N-1電制は対象外となります。
- (6) 発電設備等が連系する変圧器によっては、別途バンク逆潮流対策が必要になる可能性があります。
- (7) 3年以内に増強した系統へ連系する場合は、空容量の範囲内であっても、増強工事費の一部を負担いただくことがあります。
- (8) 社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統に関する情報や、電力供給契約が特定できるような第三者情報などについては、公開していません。
- (9) 個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電源線や専用線等であり、設備容量、運用容量、N-1電制可否、N-1電制可能量を非公開とする設備は、備考欄に「◇」を記載しております。

〔29 鹿児島地区〕

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数	設備容量 (100%×台数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	ノンファーム 型接続	ノンファーム適用系統		備考
		一次	二次					当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
1-1	鹿児島	220	66	2	508	296	熱容量	159	159	可	212	—	—	—	
1-2	鹿児島	66	6	3	85	85	熱容量	26	26	不可 #4	—	—	—	—	
2	新鹿児島	220	66	2	549	466	熱容量	0	0	可	79	適用	対象	—	※5
3	滝之神	66	6	2	57	57	熱容量	22	22	不可 #4	—	—	—	—	
4	名山	66	6	3	66	66	熱容量	19	19	不可 #4	—	—	—	—	
5	天文館	66	6	2	57	57	熱容量	28	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
6	城山	66	6	2	57	57	熱容量	28	28	不可 #4	—	—	—	—	
7	清滝	66	6	2	28	28	熱容量	14	14	不可 #4	—	—	—	—	
8	鴨池	66	6	2	57	57	熱容量	28	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
9	紫原	66	6	2	57	57	熱容量	28	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
10	田上	66	6	2	57	57	熱容量	28	28	不可 #4	—	—	—	—	
11	原良	66	6	2	57	57	熱容量	27	27	不可 #4	—	—	—	—	
12	宮川	66	6	1	19	19	熱容量	11	11	不可 #4	—	—	—	—	
13	永田	66	6	2	57	57	熱容量	28	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
14	谷山	66	6	3	85	85	熱容量	27	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
15	五位野	66	6	2	38	38	熱容量	17	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
16-1	青戸	66	6	3	66	66	熱容量	0	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	
16-2	青戸	66	22	2	38	38	熱容量	2	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
17	郡	66	6	1	9	9	熱容量	6	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
18	指宿	66	6	3	42	42	熱容量	4	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
19	山川	66	6	2	33	33	熱容量	9	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約

〔29 鹿児島地区〕

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数	設備容量 (100%×台数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	ノンファーム 型接続	ノンファーム適用系統		備考
		一次	二次					当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系のノンファーム設備	
20-1	枕崎	66	6	2	57	57	熱容量	2	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
20-2	枕崎	66	22	2	19	19	熱容量	2	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
20-3	枕崎	66	22	1	—	—	熱容量	0	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	◇
21	加世田	66	6	1	19	19	熱容量	1	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
22	伊作	66	6	2	19	19	熱容量	0	0	不可 #4	—	—	—	—	
23	伊集院	66	6	2	38	38	熱容量	11	11	不可 #4	—	—	—	—	
24	串木野	66	6	2	57	57	熱容量	21	0	不可 #4	—	適用	—	27地区 変電所No.3-2	上位系(〔27 川内、出水地区〕(変電所No.3-2 川内変電所系変)による制約
25-1	帖佐	66	6	3	57	57	熱容量	4	4	不可 #4	—	—	—	—	
25-2	帖佐	66	22	1	19	19	熱容量	12	12	不可 #4	—	—	—	—	
26	大田	66	6	2	28	28	熱容量	0	0	不可 #4	—	—	—	—	
27	万之瀬	66	6	3	52	52	熱容量	0	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	
28	笠浦	22	6	1	9	9	熱容量	4	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
29	駒水	22	6	1	9	9	熱容量	7	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
30	知覧	22	6	1	9	9	熱容量	4	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
31	塩屋	22	6	1	9	9	熱容量	2	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
32	大野岳	22	6	1	9	9	熱容量	1	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	上位系(変電所No.2 新鹿児島変電所系変)による制約
33	蒲生	22	6	1	9	9	熱容量	3	3	不可 #4	—	—	—	—	
34	西元	22	6	1	2	2	熱容量	0	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	
35	順娃	22	6	1	9	9	熱容量	1	0	不可 #4	—	適用	—	変電所No.2	
36	飯牟禮	22	6	1	2	2	熱容量	1	1	不可 #4	—	—	—	—	